

## 指定管理者評価判定結果報告書

令和 6年 7月 2日

高 浜 市 長 殿

高浜市指定管理者選定評価委員会

委員長 古 橋 知 美 印

令和5年度の指定管理者の評価の判定結果について、高浜市指定管理者の評価に関する指針第8の規定により報告します。

1. 施設の名 称	①高浜市南部ふれあいプラザ ②高浜市南部第2ふれあいプラザ			
2. 指定管理者の名称	特定非営利活動法人 高浜南部まちづくり協議会			
3. 指定期間	①平成31年 4月 1日 ~ 令和 6年 3月31日 ②平成31年 4月 1日 ~ 令和 6年 3月31日			
4. 協定書・事業計画書等に基づく管理の概要	・プラザの利用及びその制限に関する業務 ・高浜市コミュニティプラザの設置及び管理に関する条例第3条の事業の運営に関する業務 ・プラザの利用に係る料金の徴収に関する業務 ・プラザ施設及び設備の維持管理に関する業務 ・その他市長が必要と認める業務			
5. 大分類項目の評価				
項 目	満 点	評 点	満点に対する割合	判定結果
① 総則に関する事項	25点	25点	100%	A
② 施設設備の維持管理に関する事項	25点	24点	96%	A
③ 運営及びサービスの質の向上に関する事項	50点	45点	90%	A
6. 総合評価				
項 目	満 点	評 点	満点に対する割合	判定結果
総合評価	100点	94点	94%	A
7. 評価結果についての講評				
別紙のとおり				

## 「評価結果についての講評」

- ◆継続は力ですね。これまでの良きこと、出来ていることを生かし、新たな目線で人力も発掘し、地域が住みやすいまちであり続けることを期待します。
- ◆地域共生社会づくりに貢献されていることは素晴らしい。  
年度が変わり、理事長をはじめとする法人メンバーも少しずつ変わっている。今後も地域共生社会づくりのトップランナーとしての活躍を期待しています。
- ◆長年の経験が生かされ、十分な管理がなされている。今後も惰性に陥らない様、常に新しい眼で見て行って欲しい。
- ◆施設の耐震不足による事業活動等に影響が発生した現況においても、事業の本質をしっかりと考えて取り組みがされている。  
両施設共に施設の内外が清潔に保持されている。